

令和 5 年 9 月
堺 市

建設工事及び工事関連業務における見積書の押印廃止について

このことについて、下記のとおり変更しますのでお知らせします。

記

1 対象

建設工事及び工事関連業務における各種見積書全般

2 変更内容

上記の見積書について、これまで代表者印（使用印）の押印を求めてきましたが、これを不要とすることにしました。

押印の廃止に伴い、従前から記載を求めている「会社名・所在地・代表者職氏名」に加えて「担当者名・担当者連絡先」についても記載を求めますので、ご注意ください。

この変更に伴い、見積合せに際して「電子メール又は FAX」で見積書を提出した者が契約の相手方に決定した場合には、別途、郵送等で見積書の原本の提出を求めています。が、不要とします。

※FAX での提出により印字が不鮮明である場合等は、別途、見積書の原本の提出を求め
る場合があります。

3 適用開始時期

令和 5 年 1 0 月 1 日以降に収受・受付する見積書から適用します。